

STOP! THE YANBA DAM



CONTENTS

- ▶ ハッ場ダム住民訴訟 ハッ場ダムが問いかけること……坂倉敏雅
- ▶ 山を動かした力……関良基
- ▶ ちば弁護士かたる……山口 仁
- ▶ 2010年後期 活動報告
- ▶ 裁判<東京高裁>の進捗
- ▶ 第7回総会のお知らせ
- ▶ 「千葉の会」会員になって下さい
- ▶ 編集後記……武笠紀子

vol.13

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

代表:中村春子・村越啓雄

住所:〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29

電話 & ファックス:043-486-1363

Eメール:yanbachiba@gmail.com

ウェブ:<http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>

第13号 2011年1月31日発行

ハッ場ダム住民訴訟

ハッ場ダムが 問いかけること

●前原イニシアチブでスタートした「今後の治水対策のありかたに関する有識者会議」の答申(2010.7)に従って、全国84ダムのうちの一つとして見直し作業が国土交通省・関東地方整備局主導で進められている。治水の考え方はいろいろあるとしても、現実の時間軸の上での選択は限られたものにならざるを得ない。進行中の事業については残工事費をコスト評価の対象として重視するとしている。ダム本体を除く関連工事は容赦なく進められている。

●主な現地関連工事として付替国道(約90%完成、湖面3号橋を含んで暫定供用)、付替県道(50%、昨年話題になった湖面2号橋を含む)、付替鉄道(約80%)、そして代替地整備と湖面1号橋工事など。ダム建設をめぐる国と関係都県の意見のねじれから2010年度の直轄事業負担金支払いが保留されていたが、馬淵国交大臣の「ダム建設中止を前提としない」早期の検証作業を行うとの発言を契機に6都県は負担金を支出、建設予定地の用地補償など既定路線上と言うところの生活再建事業が、「ダムあり」「ダムなし」の結論の展望のないまま進んでいる。

●今必要なことはダム本体の建設を法に従って止めること、そして地域の再生支援の法的な枠組みをつくることだ。治水上かねて争点となっていた基本高水流量(八斗島地点毎秒22,000m³)の虚構は、各地裁で訴訟を闘った原告弁護団の情報開示の努力、事実を追及した記者、そして専門家の協力で明らかになった。馬淵国交大臣も根拠となる計算資料が省内にないことを認め、再検証を言明した(2011.1.5)。しかしこれで直ちにダム建設が止まるわけではない。基本高水は「河川整備基本方針」の指針となる数値だが、直接には利根川の「河川整備計画」においてハッ場ダムを削除する手続きが必要だ。また「特定多目的ダム法」にしたがって利水上の関係者である下流都県の意見を聞かねばならない。いくつもの関門があり、まさに政治の力業が必要だ。地域再生支援の法整備についてはいまだその道筋も明らかではない。菅内閣改造で馬淵大臣は退任(2011.1.14)、混迷の度をますます深めるハッ場ダム問題だが、ダム建設の是非と地域再生の課題は切り離して考えることが必要だ。このような公共事業は二度と繰り返してはならない。(坂倉敏雅)

提訴6周年報告集会の記念講演で絶賛！ 関先生に緊急寄稿をお願いしました

山を動かした力



関 良基さん（拓殖大学教員）

昨年、まさに「動かざること山の如し」であった利根川の基本高水「2万2000m³/秒」が音を立てて崩れた。馬淵澄夫前国交大臣は昨年11月5日の記者会見で、基本高水を含む河川整備基本方針を定めた2005年の審議会のあり方が、「大変ずさん」であったとして次のように述べたのである。

（前略）結果から見れば、「22,000トンありき」の検討を行ったということであります。（中略）

この件につきましては、国土交通省、当時でありますが大変ずさんな報告をしたと、このように思っております。率直に所管する大臣としてお詫びを申し上げます。（中略）

私は改めて、従来の流出計算モデルにとらわれることなく、定数の設定、あるいはゼロベースにおけるモデルの検証を行って基本高水について検証するよう河川局に指示をいたしました。

ハッ場住民訴訟提訴から6年。千葉の会ははじめ1都5県の市民活動の積み重ねがついに山を動かしたと言ってよいだろう。私自身も住民訴訟の原告側弁護団の依頼を受けて再計算のお手伝いをさせていただいたのだが、まさに市民に動かされた側であった。

この「基本高水疑惑」の経緯を逐一報道してきた『東京新聞』の篠ヶ瀬祐司記者は、年末の12月28日付け朝刊の「メディア観望」で、「基本高水の再検証」を求めて奮闘してきた市民活動の成果を以下のように総括していた。

（前略）基本高水の再計算を行うように国を導いたのは、市民の力だ。（中略）

市民らは情報公開請求を繰り返し、基本高水の計算

が、上流の森林地帯を裸地と同じような保水力の設定で行われていることや、その後の国交省の検証作業も、保水力を示す係数を都合よく変えていたことなどを突き止めた。馬淵国交相は今秋、検証の不適切さを認め、基本高水再計算という異例の決定を下さざるを得なかった。

篠ヶ瀬記者は謙遜しているが、「市民の力」に加えメディアの力も大きかった。「基本高水の計算は正しい」とする国の主張を鵜呑みにせず、「基本高水は過大」とする市民の側の検証を正しく報道してきたのは東京新聞特別報道部であった。

さらに政治の活躍も大きかった。以前からこの問題で精力的に動いてきた「1都5県議員の会」に加え、国会議員も動いてくれた。市民の側の検証計算に真摯に耳を傾け、国会で質問を行ったのは自民党の河野太郎議員であった。馬淵澄夫大臣の決定はそれに応えたものだった。さらに共産党の穀田恵二議員や社民党の中島隆利議員なども国会質問や質問趣意書などでこの問題を追及してくれた。まさに与野党を超えた超党派である。

もちろん、4600億円もの血税を投入するダム事業の前提となる計算が正しいのか正しくないのかという問題は、政治イデオロギーの対立とは無関係なのである。政治がダメ、ダメと言われ暗いニュースが多かった中で、官僚による恣意的操作がまかり通っていた基本高水問題は、市民とメディアと政治の三者連携がうまく機能して前進した一年だった。

国交大臣が交代し、暗雲が広がっているようにも見えるが、計算を誤魔化してまで血税を詐取している国交省に軍配が上がるほど、世の中腐ってはいないだろう。今年も頑張りましょう。

ちば弁護団かたる【第6回】

山口 仁さん

1 この仕事について理由

小学校6年のときに「20年後の自分」という卒業文集で、弁護士になっていることにしたのがこの職業を選んだ理由になります。

1970年、小学校3年のときに万国博覧会が大阪で開催されました。フジパノボット館や三菱未来館では科学技術の進歩によるバラ色の未来が描かれる一方、ヘドロ、光化学スモッグ、公害病等のニュースがマスコミを賑わせ、東宝ゴジラ映画、テレビの変身ヒーロードラマでも公害をシンボライズした怪獣・怪人が現れていました。小学生用雑誌の付録のソノシートで、東京湾から移動し、田子の浦に上陸するヘドラの鳴き声を何回も聴きました。東京湾はもの凄く汚い海だと長いこと思い込んでいました。

書いた内容は、20年後には公害問題は終息しているけど人間関係をめぐる紛争はいつの時代にもあとを絶たないといった述べたものでした。

弁護士という職業の存在をクラスメイトから知らされたのが、作文提出の前日、家にあった百科事典で「弁護士」の項目を調べて、書いたのを覚えています。

20年後の自分がどうなっているかなど、全く想像できませんでした。

中学で宮澤賢治の作品に大きな衝撃を受け、大学は文学部を選んだのですが、大学で単位をあらかじめ揃えてしまった段になっても、小学生の頃同様、将来に対するイメージが湧かず、漫然と留年を重ね、司法試験受験生という存在になりました。

あの作文の20年後に丁度、弁護士として第一歩を踏み出すことになりました。

初志貫徹というより、小学校6年の自分が弁護士になると書いてしまったから、弁護士になった面が大きいです。

すでに15年以上、この仕事をしているわけですが、未だにはっきりしたイメージが湧かないところがあります。この年にもなって、随分、中途半端だなとがっかりもします。

自分はよくも悪くもこの程度だという諦観がついてきたのはここ数年でしょうか。



【正義の女神】
目隠しは彼女が前に立つ者の姿を見ないことを示し、貧富や権力の有無に関わらず万人に等しく適用されるべき法の理念を表す。(Wikipedia)

2 この訴訟に向ける気持ち

弁護団の半数以上が加入している公害対策・環境保全委員会の委員になったのは、弁護士になって10年近く経ってからでした。

環境問題への関心はあったのですが、環境運動というむしろネガティブな原体験がありました。

大学留年1年目の春、九州を電車で回ったのですが、天狗伝説のある英彦山(ひこさん)という山にさしかかったとき、同じ車両に乗り合わせた人たちから署名を求められたのです。この山の乱開発に反対する趣旨のものだったと思います。

署名はしたのですが、たとえ正義でも押し売りっぽい雰囲気嫌な気持ちになったのを覚えています。同じ旅行中、長崎の街頭でいきなり福引をひかさされ、当たり前と言われて、紛い物の指輪を指に嵌められてしまい、幾ばくかの金を払ってしまったときの不快感とセットになっています。

親の代から押し売りに弱いところがあり、法律を勉強しようとしたのは

法律で自己防衛する必要を感じたからかもしれません。

法律と関わってきた実感は、法律は防御のためには有効だが、積極的に何かを変える道具にはなりにくいことです。

弁護士としては、自らの正義と思うところを実現することよりも、まず公正であることを心掛けたいという気持ちです。何が正義かなど簡単に分かるものでなく、それを皆で考え実現していく場を守るのが法律家の職責、唯一のとりえかなとも思っています。

あれ以来、自分が納得したこと以外には署名しないように心がけているのですが、ハッ場ダム訴訟の弁護団に加入したのは、そんな自分でも、このダムは建設されるべきでないと感じたことが第一です。

ただ、あくまでも裁判手続に限った次元でお手伝いたいという気持ちがあります。政策決定過程へのコミットの仕方についての美学の問題もあります。

理屈で人が動かないことは自明なのですが、やはり言葉の持つ力を信じたいという気持ちがあるのかもしれませんが。文学の言葉と法律の言葉は別物ではあるにしても。

2010年後期活動報告

■千葉の会の動き

*幹事会で運動の確認

開催日:7/17 9/10 11/16 12/15

千葉弁護団会議および全体弁護団会議に代表者が参加。

9/21 東京高裁 第2回進行協議に出席。(控訴人(私たち)、非控訴人(県側)の書面作成の進捗、政治の動向の認識確認。控訴理由書提出の要請を受ける。

10/10 提訴6周年報告集会の準備作業進む。画期的な「昇り竜」ポスターが完成。

11/21 ハッ場あしたの会「ハッ場ダムはどうなるのか」シンポジウム参加。

12/4 ハッ場ダム住民訴訟提訴6周年報告集会(全水道会館にて)千葉の会担当のため、ポスター・チラシ・配布資料の作成、マスコミ・国会議員への周知等を行った。

12/10 国交大臣へ「ハッ場ダムを含む4ダム事業の中止と現地住民の生活再建の早期実施を求める」署名提出 15,500筆(内千葉の会1,985筆)津川政務官に要請。6都県の会代表が行動した。

12/24 建設工事の談合の実態を、5月に6都県の会と共同で「措置請求」を公取委に提出したが、「現段階では措置をとれない」との結果通知を受ける。

■弁護団の動き

=千葉弁護団=

千葉弁護団会議 弁護団9名が全員参加。原告代表も参加。

提出書面の分担決定、書面の討議、方針決定などのため、月1回のペースで開催。

=全体弁護団=

弁護団会議に千葉からは担当弁護士と原告代表が参加。統一裁判方針の協議。書面の作成分担、書面の討議のため月1回のペースで開催。

裁判<東京高裁>の進捗

→ 控訴理由書を提出 1月20日

第7回総会のお知らせ

日時: 2月15日(火)午後2時~4時

場所: リサイクルショップ 回転木馬
3F ガイアスペース
京成臼井駅 徒歩5分
佐倉市王子台3-27-10

内容: 高裁での裁判も、いよいよ具体的に展開されます。現状を見据えた私たちの運動を、どのように進展させていくか! 活発な議論をかわしましょう。
総会終了後、街宣を計画しています。

「千葉の会」の 会員になってください

「千葉の会」とは?

2004年9月、千葉県に対し住民監査請求を行う請求人を募集した際、その取りまとめを行ったメンバーにより発足されました。

関係6都県にも同様の会があり、ハッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換しながら共に活動中。この6団体の連合体が「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

入会のお誘い

この裁判を勝ち抜くためには大勢の力が必要です。「千葉の会」に入会し、ぜひ継続のご支援を下さいますようお願いいたします。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けしています。会費は1口1,000円、何口でもOKです。ハッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう。

★カンパのお願い★

「控訴審に向けて、意見書作成等の費用が必要です。ご協力をよろしくお願いします。」

*会費・カンパは下記の郵便局口座にお振り込み下さい。連絡経費節減のため、通信欄にはFAX番号やメールアドレスもご記入下さい。

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
振替 00120-5-426489

/// 編集後記 ///